

秋田県高病原性鳥インフルエンザ危機管理対策本部会議

日時 令和3年11月10日（水）

11時15分～

場所 秋田県災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 発生状況

3 今後の対応

(1) 防疫措置の実施

(2) 移動制限等の実施

(3) 道路の消毒ポイントの設置

(4) 関係部局から

4 知事指示

5 閉 会

高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

1 農場の概要

所在地 秋田県横手市
飼養状況 採卵鶏(飼養羽数 14.3万羽)

2 経緯

(1) 通報

- ・11月9日(火)8時40分、当該農場の管理獣医師から死亡鶏が増加した旨、南部家畜保健衛生所に連絡あり。

(2) 簡易検査

- ・同日10時、南部家畜保健衛生所職員が農場に立ち入り、飼養鶏13羽の高病原性鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ、12時10分に12羽の陽性を確認。
- ・精密検査のため、サンプルを中央家畜保健衛生所に搬送。

(3) 搬出制限

- ・当該農場の半径10km以内の養鶏場に搬出制限を依頼。

(4) 県内養鶏農場の状況確認

- ・県内の全ての養鶏農場の鶏死亡状況を確認するとともに注意喚起を実施(異常事例の報告なし)。

(5) プレスリリース

- ・同日16時20分、高病原性鳥インフルエンザの疑い例についてプレスリリース。

(6) PCR検査

- ・中央家畜保健衛生所でPCR検査を実施したところ、11月10日(水)陽性を確認、家畜防疫指針に基づき農林水産省により疑似患畜と確定。

(参 考) 国内での高病原性鳥インフルエンザの発生事例

- 令和3年度は国内で家きんの発生報告なし。
- 令和2年度は、家きんで18県52事例の発生、殺処分羽数は過去最大の約987万羽。
(農林水産省HPより)

高病原性鳥インフルエンザ

Highly pathogenic avian influenza: HPAI

原因：A型インフルエンザウイルス

対象家畜：家きん類（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）

分類：16種の赤血球凝集素(H)と9種の酵素(N)の組み合わせで分類 例：H5N8

症状：食欲消失、神経症状、沈鬱、顔面腫脹、肉冠のチアノーゼ、産卵低下(停止)など

宿主：自然宿主はカモなどの野生水禽類
感染した鳥類との接触、ウイルスに汚染された排泄物、飼料、粉塵、水、ハエ、野鳥、人資材、車両等を介して伝播

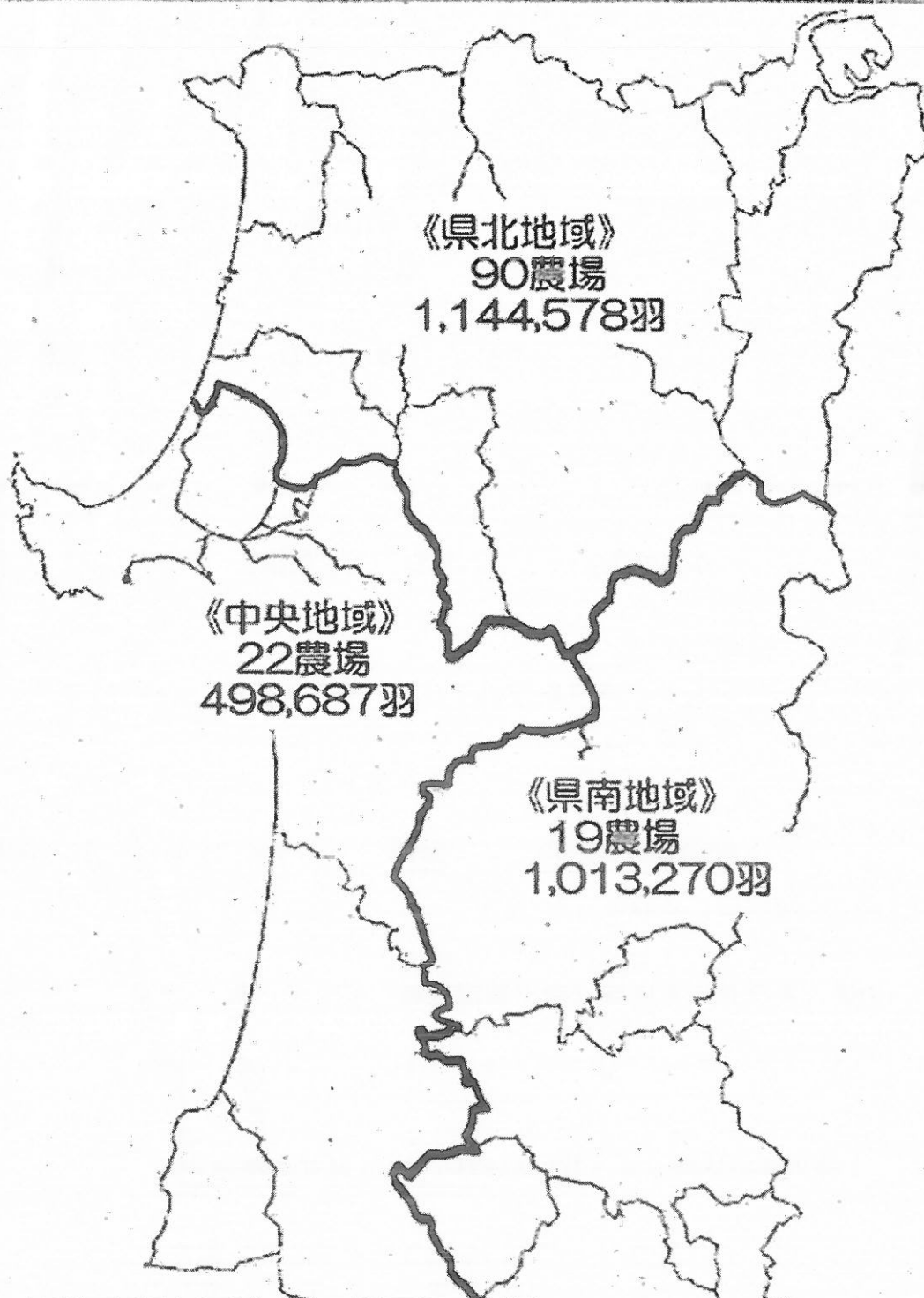
◎家きん肉や家きん卵を食べて、鳥インフルエンザウイルスに感染した例は報告されていません

【主な症状】



3地域の農場数と羽数

R2.10.31現在



秋田県全体
131農場 2,656,535羽

今後の対応について

1 防疫措置の実施

(1) 殺処分

- ・開始日時：11月10日 7時35分～ ※5～7日間で完了予定
- ・実施体制：4交代制（県職員）
- ・協力：自衛隊に災害派遣を要請（殺処分と運搬車両への積み込み）

(2) 資材調達

- ・防疫衛生資材：防護服、長靴、マスク、手袋等を準備済み
- ・移動用バス：県バス協会へ依頼済み 大型バス3台（県庁～集合施設～農場）
- ・殺処分用ガス：県高圧ガス協会へ依頼済み
二酸化炭素ガス90～100本を確保（11月9日 23:30現地到着）

(3) 埋却処分

- ・開始日時：11月10日～
- ・埋却場所：横手市内
県建設産業団体連合会との協定による掘削

(4) 畜舎の消毒

- ・と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等における消毒を、1週間間隔で3回以上実施する。

2 移動制限等の実施

- ・発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等の移動を禁止する区域（移動制限区域）を設定した。
- ・発生農場を中心とした半径3kmから10km以内の区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（搬出制限区域）を設定した。

区 域	農場数
移動制限区域（3km以内）	該当農場なし
搬出制限区域（3～10km以内）	5業者6農場

- ・移動制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。
 - ア 移動制限区域内の発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に実施する清浄性確認検査により陰性であること
 - イ 移動制限区域内の発生農場の防疫措置完了後21日が経過していること
- ・搬出制限区域は、発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後、清浄性確認検査を実施し、陰性であることを確認した上で解除する。

3 消毒ポイントの設置

感染拡大防止のため、発生農場の周辺の消毒を強化するほか、主要道路に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両や防疫作業関係車両について、厳重な消毒を徹底する。

(1) 設置箇所

- ・消毒ポイントは、道路網の状況、畜産関係車両の通行量等を勘案して設置する。

(2) 設置期間

- ・令和3年11月10日から移動制限区域が解除されるまで

(3) 作業員

- ・平鹿地域振興局建設部 ほか

4 情報提供

(1) 注意喚起

- ・県民、生産者、市町村、関係団体等への情報提供や注意喚起を随時実施する。
- ・ホームページに発生情報や防疫措置状況等を随時掲載する。

(2) 風評被害の防止

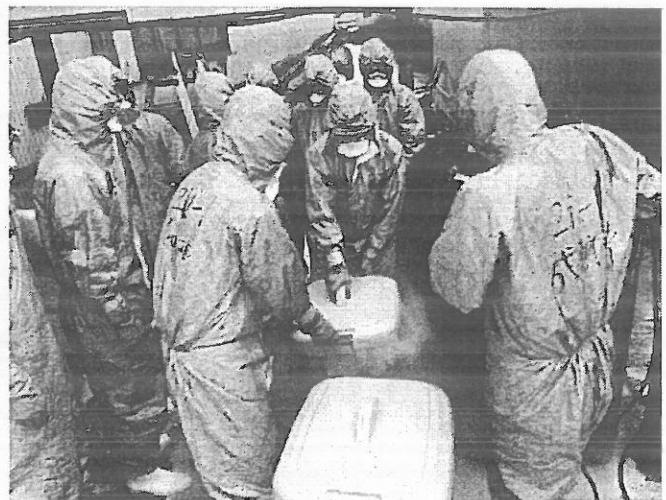
- ・感染した鶏肉が市場に出回ることはないこと、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されていないことを周知する。

(3) マスコミへの協力要請

- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、慎むよう依頼済み。特にヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むよう要請する。



健康診断



殺処分開始

秋田県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアル（抜粋）

第7 秋田県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ危機管理対策本部

本部長	知事
副本部長	副知事、警察本部長
危機管理監	危機管理監
本部員	各部局長、教育長
事務局長	総合防災課長
常任事務局員	総務課長、秘書課長
事務局員	畜産振興課長

■設置場所： 県庁内

■対策本部内に農林水産部を中心に次の各班を設置するとともに、必要に応じて関係部局を構成員とする庁内連絡会議を開催し、防疫の円滑な推進を図る。

1 設置される班と業務

班の名称	業務内容
1 総務班	【農林政策課】 ・防疫方針の策定、動員、情勢分析、農林水産省、関係機関との連絡調整及び庁内連絡会議の開催を行う ・予算の編成及び執行
2 情報班	【秘書課・総合防災課・農業経済課・畜産振興課】 発生情報、防疫情報の授受及び収集と状況分析、家きん、畜産物、飼料等流通状況の調査及び調整、広報資料の作成、広報連絡、マスコミ対応及び問い合わせの対応。自衛隊の派遣要請等。
3 防疫指導班	【畜産振興課】 発生現地の調査、防疫措置の企画及び指導並びに発生原因その他の疫学調査を行う。現地の総務班防疫係と連携する。
4 病性鑑定班	【中央家畜保健衛生所】 病性鑑定用材料の採取、同材料の受入れ及び送付の指導並びに病性鑑定の調整を行う
5 防疫支援班	【農林政策課・農地整備課・建設政策課・技術管理課・畜産振興課・県警本部警備部警備第二課】 焼埋却、消毒等防疫用の資・機材の調達及び配布、防疫要員の動員、関連事業の調整及び機動力の確保を行う。消毒ポイントの設置・運営に係わる助言、ポイントの周知。現地の総務班統括係と連携。
6 庶務班	【農林政策課】 所要経費の確保、手当金等の支出に関する事務を行う。
7 健康対策班	【健康推進課】 発症家きんと接触した者及び防疫従事者の健康管理。

2 関係部局の対応

総務部	秘書課	【情報班】発生情報、防疫情報の授受及び収集、広報資料の作成、広報連絡、マスコミ対応及び問い合わせの対応
	広報広聴課	防疫措置に係る広報・告示の対応
	総合防災課 (本部事務局)	【情報班】発生情報、防疫情報の授受及び収集を行い情勢分析並びに発生の規模により自衛隊の派遣を要請
観光文化スポーツ部	観光戦略課	観光施設、団体、業者に対する対応指導
学術国際局	学術振興課	県内の大学への周知並びに県立大学の防疫措置の指導
	国際課	県内在住又は訪問中の外国人への周知
健康福祉部	健康推進課	【健康対策班】発症家さんと接触した者及び防疫従事者の健康管理。健康相談窓口の設置。
生活環境部	県民生活課	風評被害等への対応、県民の不安解消への対応
	環境整備課	埋却地の選定に伴う指導・助言等
	生活衛生課	【防疫支援班】食鳥処理場等における衛生管理の強化指導、秋田市との連携
	自然保護課	野鳥監視の強化
農林水産部	農林政策課	【総務班】防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、関係機関との連絡調整及び庁内連絡会議の開催 【庶務班】所要経費の確保、手当金等の支出に関する事務 【防疫支援班】動員、防疫要員等
	農業経済課	【情報班】家畜、畜産物、飼料等流通状況の調査及び調整
	農山村振興課	防疫措置（殺処分等、消毒ポイント）における職員の派遣
	水田総合利用課	防疫措置（殺処分等、消毒ポイント）における職員の派遣
	園芸振興課	防疫措置（殺処分等、消毒ポイント）における職員の派遣
	畜産振興課	【防疫指導班】発生現地の調査、防疫措置の企画及び指導並びに発生原因その他の疫学調査の実施 【防疫支援班】焼埋却、消毒等防疫用の資・機材の調達及び配布、防疫要員の動員、関連事業の調整及び機動力の確保 【情報班】発生情報、防疫情報の授受及び収集、広報資料の作成、広報連絡及び問い合わせの対応並びに比内鶏、遺伝資源の分散管理等
	農地整備課	【防疫支援班】埋却に係る指導、支援
	水産漁港課	防疫措置（殺処分、消毒ポイント）における職員の派遣
	林業木材産業課	防疫措置（殺処分、消毒ポイント）における職員の派遣
	森林整備課	埋却地の確保のための県有林野等の活用に係る連絡調整並びに防疫措置（殺処分等、消毒ポイント）における職員の派遣

農林水産部	畜産試験場	場内の防疫措置の強化並びに比内鶏、精液等遺伝資源の分散管理
	農業研修センター	防疫措置（殺処分等、消毒ポイント）における職員の派遣
	農業試験場	防疫措置（殺処分等、消毒ポイント）における職員の派遣
	果樹試験場	防疫措置（殺処分等、消毒ポイント）における職員の派遣
	水産振興センター	防疫措置（殺処分等、消毒ポイント）における職員の派遣
	森林技術センター	防疫措置（殺処分等、消毒ポイント）における職員の派遣
	病虫害防除所	防疫措置（殺処分等、消毒ポイント）における職員の派遣
	花き種苗センター	防疫措置（殺処分等、消毒ポイント）における職員の派遣
産業労働部	産業政策課	県内関連産業への影響監視と対応指導
建設部	建設政策課	【防疫支援班】消毒ポイントの設置・運営に係る助言、関係団体等へ消毒ポイントの周知
	技術管理課	【防疫支援班】防疫用の資・機材の調達支援、機動力の確保
	道路課	消毒ポイントの設置に係る道路情報、占有許可等の指導
	港湾空港課	秋田空港、大館能代空港、各港湾、フェリーターミナルにおける防疫体制の強化に関する事
出納局	財産活用課	県有地の埋却候補地の選定
教育庁	総務課	発生情報、防疫情報の連絡調整に関する事並びに学校行事に関する事
	義務教育課	小中学校等へ防疫情報の連絡調整、通学路の安全性確保に関する事
	高校教育課	高校等へ防疫情報の連絡調整、通学路の安全性確保に関する事並びに家畜を飼養する学校の防疫対応指導
	保健体育課	児童、学生の健康管理、通学路の安全性確保に関する事
県警察本部	警備部 警備第二課	関係署への連絡調整 交通の規制に関する事 発生農場周辺の通行の制限又は遮断に関する事 消毒ポイントにおける交通の安全性確保

第8 現地高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ危機管理対策本部

本部長	地域振興局長
副本部長	家畜保健衛生所長

■設置場所：地域振興局

■本部長の下に次の各班を置くとともに、管内の市町村、関係機関及び団体と連携し、防疫作業の円滑な推進を図る。

1 設置される班と業務

区分	業務内容
1 総務班 ①総合調整係 (支援・庶務) ②防疫係 (防疫指導)	【①地域振興局総務企画部・②家畜保健衛生所】 ①関係機関との連絡調整、管内連絡会議の開催、管内の防疫活動の調整、現地で必要な人員・資材・施設、焼却施設、埋却地の確保、文書管理、経理及び防疫資材の出納事務を行う ②防疫措置に関する状況を取りまとめるとともに統括係へ報告並びに必要な人員・資材を確定する
2 健康対策班	【地域振興局福祉環境部】 発症家さんと濃厚接触した農場従事者及び防疫作業従事者に対する、感染予防指導、健康管理。
3 防疫対応班 統括チーム 殺処分チーム 焼・埋却チーム 農場消毒チーム サポートチーム	【地域振興局農林部・家畜防疫員】 発生農場における防疫措置が完了するまでの対応措置（立入禁止、殺処分、消毒等）を実施する
4 疫学調査班	【家畜保健衛生所・地域振興局農林部】 感染経路の調査に必要な情報の収集等を行うとともに、農林水産省の疫学調査チームと連携し、現地調査等を実施する。同居歴による疑似患畜及び患畜となるおそれがある家畜が飼養されている農場及び食鳥処理場等の施設の調査及び防疫上の指示を行う。
5 検診班	【家畜保健衛生所・地域振興局農林部】 現地に急行し、発生地周辺地域の発生状況検査及び清浄性確認検査のための採材、搬送及び防疫上の指示を行う。
6 移動規制班	【地域振興局農林部・家畜防疫員】 移動の規制、制限の対象外に係る確認業務等を行う
7 評価班	【地域振興局農林部・家畜防疫員】 殺処分家さん等の評価及び移動制限に伴う鶏卵、ブロイラーの売上減少額や飼料費・保管費の評価を行う
8 消毒班	【地域振興局建設部】 道路情報の収集、提供および移動・搬出制限区域の車両消毒ポイントの設置・運営並びに防疫従事者の集合施設における消毒作業

【留意事項】

制限区域が及び地域振興局並びに疫学関連施設が所在する地域振興局は危機管理連絡部を設置し、本部からの指示に基づき対応する。

2 地域振興局各部、地方公所、警察の対応

部の名称	対応する班等	対 応
総務企画部	【総務班・ 総合調整係】	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部の調整 ・県本部との連絡調整 ・市町村対策本部との連絡調整 ・管轄警察署の連絡調整 ・防疫作業員の人員確保 ・防疫資材・車輛・重機の調達支援 ・焼却施設、埋却地の確保 ・防疫措置に係る集合施設等の確保と運営 ・風評被害対策 ・地域住民の不安解消対策
福祉環境部	【健康対策班】	<ul style="list-style-type: none"> ・発症家さんと濃厚接触した農場従事者及び防疫作業従事者に対する感染予防指導、健康管理 ・防疫従事者が集合する拠点施設において、従事者の健康管理および心のケアを行う（問診、血圧、体温測定、手洗い、うがい等の指導） ・防疫作業に伴う廃棄物（汚染物品を除く）の処理
建設部	【消毒班】	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイントの設置に係る道路情報の収集と提供（市町村の協力を得る） ・移動制限区域における消毒ポイントの運営
農林部	【防疫対応班】 【疫学調査班】 【検診班】 【移動規制班】 【評価班】	<ul style="list-style-type: none"> ・移動制限区域内のすべての家きん飼養者（自家用家きん等を含む）の特定（市町村の協力を得る） ・埋却地の選定、確保について市町村への指導 ・移動の規制、食鳥処理場等の監視、移動指示書の発行等制限地域内の防疫措置（対象物の移動の規制等）に係る指導と監視 ・野鳥の発症情報に関すること ・畜産経営に関すること ・殺処分、埋却等
地方公所	【消毒班】 【防疫対応班】	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイントの運営並びに消毒作業 ・殺処分、埋却等
警察署		<ul style="list-style-type: none"> ・交通の規制に関すること ・発生農場周辺の通行の制限又は遮断に関すること ・消毒ポイントにおける交通の安全性確保 ・家畜伝染病予防法に基づく取り締まりに関すること

防 災－９１１－１８
令和３年１１月１０日

陸上自衛隊第２１普通科連隊長
兼 秋 田 駐 屯 地 司 令
一 等 陸 佐 五 十 嵐 雅 康 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久
(公印省略)

自衛隊の災害派遣要請について (依頼)

自衛隊法第８３条の規定に基づき、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

１ 災害の状況及び派遣を要請する事由

(１) 災害の状況

令和３年１１月９日、横手市内の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑いのある事例が発生し、遺伝子検査の結果、１１月１０日（水）午前２時に高病原性鳥インフルエンザ患者であることが確認された。

(２) 派遣を要する事由

高病原性鳥インフルエンザの感染拡大を防止するため、上記養鶏場において、約１４万羽の殺処分及び防疫措置作業を迅速に完了する必要があるため。

２ 派遣を希望する期間

令和３年１１月１０日（水）午前２時から当該養鶏場（１４号～１６号採卵鶏舎）の殺処分及び運搬車両への積載完了まで。（活動開始は１１月１０日（水）午前６時）

３ 派遣要請する区域及び活動内容

(１) 派遣区域

秋田県横手市内

(２) 活動内容

高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏場における殺処分及び処分した鶏の運搬車両への積載

４ 当初の活動準備地域

住所：秋田県横手市内

５ その他参考となるべき事項

平鹿地域振興局に地域危機管理連絡部を設置

担 当

秋田県総務部総合防災課

課長 佐藤 和彦

電 話：０１８－８６０－４５６０

FAX：０１８－８２４－１１９０

メール：bousai@pref.akita.lg.jp